

脱原発訴訟における政府追従の判断に抗議し、 司法を国民の手に取り戻すためのたたかいを進める決議

1 福島原発事故の惨状

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に7年半が経過した。依然として多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、避難により被った被害の実態に即した賠償はなされず、明日をも知れぬ不安な日々を過ごしている。また、避難先から帰還した被災者も、かつての豊かなふるさとは失われ、人々の営みが消失してしまった状況に悲観し、絶望している者も少なくない。これらの事実は、ひとたび原発事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 原発再稼働の動き

福島第一原発事故による惨状を受けて、世論は圧倒的に脱原発の方向を支持しており、世界の流れも原発から再生可能エネルギーへと急速に転換している。それにもかかわらず、安倍政権は、凄惨な福島第一原発事故の現実を顧みることなく、原発再稼働政策を推し進めている。

第5次エネルギー基本計画においても原発の存在を前提とした計画を打ち出しており、イギリスへの原発輸出の方針も進めている。福島第一原発事故後停止しながらも再稼働に至った原発は9基にも上り、本年9月には、東日本大震災による津波に被災した東海第二原発までもが、新規制基準に適合するとの判断がなされた。

3 脱原発を巡る司法の動き

そして、そのような安倍政権の政策を後押しするかのように、脱原発訴訟における司法の判断も、3・11以前の原発推進司法へと逆行しつつある。

本年7月4日、名古屋高裁金沢支部は、2014年に大飯原発3、4号機の運転差し止めを認めた福井地裁判決を覆し、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。名古屋高裁金沢支部判決は、「福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし、わが国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろうが、その当否をめぐる判断は、もはや司法の役割を超え、国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政による政治的な判断にゆだねられるべき事柄である」、「具体的審査基準に適合しているとの判断が原子力規制委員会によってされた場合は、(中略)不合理な点があると認められるのでない限り、当該原子力発電所が有する危険性は社会通念上無視できる程度まで管理され、周辺住民の人格権を侵害する具体的危険性はないものと評価できる」と判示した。

また、広島高裁では、2017年12月13日に出された伊方原発3号機の運転差し止めを認める仮処分決定につき、その決定の効力が切れる本年9月30日の直前である9月25日、四国電力の保全異議を認め、仮処分決定を取り消した。広島高裁決定も、「『破局的噴火』について、発生頻度は著しく小さく、国が具体的対策を策定しようという動きも認められない。国民の大多数はそのことを格別に問題にしていない。原子力発電所の安全確保の上で自然災害として想定しなくとも安全性に欠けるところはないとするのが少なくとも現時点におけるわが国の社会通念である」と判示した。

これら二つの判断はいずれも、「社会通念」という曖昧かつ主観的な基準を持ち出し、原発の過酷事故が発生する危険性を無視できるとするものである。それは3・11以前の「安全神話」の再来に他ならない。しかも、国民の大多数が原発の持つ危険性からその廃止を求めている中で、「社会通念」などとして原発の再稼働を許容することは、司法府の役割を放棄し、安倍政権の原発推進政策に盲目的に追従した結果であり、強く抗議する。

4 司法を取り戻すためのたたかいを

このような不当判決がなされる背景には、最高裁の裁判官の人事権が内閣にあり、国民による司法権に対する監視機能が十分に機能していないこともあげられる。司法権の独立を確保し、司法を国民の手に取り戻すためには、最高裁の裁判官の国民審査制度の充実化や、法曹一元制度など、行政による統制の及びにくい裁判官人事制度の創設などの抜本的な改革を推し進めていく必要もある。

自由法曹団は、再び司法を覆いつつある原発「安全神話」とたたかい、また、司法を国民の手に取り戻し、脱原発訴訟において、国民に寄り添った、原発のない社会の実現に資する判決を勝ち取れるよう、引き続き奮闘する。

2018年10月22日
自由法曹団 福岡・八幡総会